



現代産業選書

知的財産実務シリーズ

改訂3版 条解 弁理士法

— 平成19年改正法対応 —

編著 特許庁総務部総務課 工業所有権制度改正審議室
補訂 特許庁総務部秘書課



「推薦の言葉」(改訂3版の発刊にあたって)

東京大学名誉教授・弁理士 中山信弘

内閣総理大臣自らが本部長を務める「知的財産戦略本部」が設置され、もろもろの知的財産制度改革が強力で推進されてからほぼ5年が経過する。この間に、多くの知的財産関連の法改正が行なわれ、知的財産の世界は大きく変わってきた。資源のないわが国において、21世紀に生き残ってゆくためには「知恵づくり」が喫緊の課題であり、その際、中心的役割を果たすのが特許法を中心とした知的財産法であることはいうまでもない。

知的財産に関係する職業は多々存在するけれど、知的財産のみを専門とする職業は「弁理士」だけである。その意味からも、社会における知的財産の役割が増大すればするほど、弁理士への期待も大きくなるのは当然のことであろう。前述の知的財産戦略本部には、常に弁理士会会長が本部長として参画し、またその報告書である「知的財産推進計画」においても、毎年のように弁理士の役割が強調されている。

弁理士の中心的業務は特許等の出願にあるが、何回かの弁理士法改正により、これからの弁理士は、発明の発生する現場から、特許等の取得、その活用、さらにはある種の紛争にいたるまで、発明等の一生涯の面倒を見るエキスパートとして期待されており、弁理士もそれに応えてゆかねばならない。そのためには、弁理士は出願のスキルだけではなく、技術から法律にいたるまでの幅広い知識が必要とされるであろう。

そのような弁理士業務を規制している法が弁理士法であり、弁理士にとってはバイブルのような存在である。本書は、弁理士法を逐条解説した本としては、わが国で最も詳細なものであり、また弁理士法改正の経緯も詳述されており、弁理士必携の書であろう。また弁理士を活用したいと考えている企業にとっても参考となる。

平成二一年一月

A 5 判 562頁
定 価 4,620円
(本体 4,400円+税 5%)
送 料 実 費

発 行 財団法人 経済産業調査会

本 部 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
電話 03 (3535) 4882 FAX 03 (3535) 4884
<http://www.chosakai.or.jp>

近畿本部 〒540-0028 大阪市中央区常盤町2-2-11 TEL 06 (6941) 8971 FAX 06 (6941) 8992

オンラインによるご注文も承っております。

刊行物サイト <http://www.chosakai.or.jp/book/> または e-mail bookorder@chosakai.or.jp

目 次

推薦の言葉（改訂3版の発刊にあたって）
東京大学名誉教授・弁護士 中山 信弘

はじめに（改訂3版の発刊にあたって）
特許庁総務部長 黒岩 進

第一部 序 説

- 一 我が国弁理士法の歴史
- 二 諸外国の弁理士制度
- 三 新弁理士法の制定経緯
- 四 平成十四年法の制定経緯
- 五 平成十七年法の制定経緯
- 六 平成十九年法の制定経緯

第二部 弁理士法逐条解説

- 第一章 総 則
- 第二章 弁理士試験等

- 第二章の二 実務修習
- 第三章 登 録
- 第四章 弁理士の義務
- 第五章 弁理士の責任
- 第六章 特許業務法人
- 第七章 日本弁理士会
- 第八章 雑 則
- 第九章 罰 則
- 第十章 附 則

第三部 参考資料

- 弁理士法施行令
- 弁理士法施行規則

----- きりとり線 -----

申 込 書

平成 年 月 日

改訂3版

条解 弁理士法 _____ 部注文します。

郵便番号 _____ ご住所 _____

(ふりがな)
ご社名 _____

部 課 名 _____

ご担当者 _____ ☎電話 _____

(必ず明記して下さい)